

空港施設の維持管理について(国土交通大臣宛て)

指摘の背景となった維持管理が適切に行われていない空港施設の

国有財産台帳価格(収入支出外) 25億4399万円

1 空港施設の維持管理の概要

国土交通省は、航空法等に基づき、平成26年度末現在、国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる20空港（以下「国管理空港」という。）等において、滑走路、着陸帯、誘導路等から構成される空港基本施設及び場周柵、排水施設等の土木施設（以下、これらを合わせて「空港土木施設」という。）、航空保安無線施設等の無線関係施設及び航空灯火その他航空保安上必要な灯火（以下「航空灯火施設」という。）を管理している（以下、これらを合わせて「空港施設」という。）。国土交通省は、空港土木施設については「空港内の施設の維持管理指針」（平成25年9月以前は「空港土木施設管理規程」。以下「維持管理指針」という。）を定め、空港事務所はこれに基づき長期的な視点に立った維持管理・更新計画（以下「維持管理計画」という。）を定め、維持管理を実施している。また、国土交通省は、無線関係施設又は航空灯火施設については「管制技術業務処理規程」等（以下「管技規程等」という。）又は「航空灯火電気施設業務処理規程」等（以下「灯火規程等」という。）を定め、空港事務所等はこれに基づき維持管理を実施している。

2 本院の検査結果

国土交通省が国管理空港等に設置している空港施設2,198施設（空港土木施設558施設、無線関係施設465施設、航空灯火施設1,175施設）を対象として検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 空港土木施設台帳の整備状況

空港事務所は、維持管理指針に基づき、空港土木施設の維持管理のために、各施設の図面情報や数量等を記載した空港土木施設台帳を整備することとなっている。しかし、15空港事務所が管理する26施設（国有財産台帳価格計16億5408万余円）においては、施設の全て又は一部の図面情報等が空港土木施設台帳に記載されておらず、維持管理に十分に活用できるように適切に整備されていなかった。

(2) 点検の実施状況

ア 空港土木施設の巡回点検の実施状況

空港事務所は、維持管理計画に基づき、空港土木施設の異常の有無等を日常的に把握するために巡回点検を実施することとなっている。しかし、維持管理計画において巡回点検の点検項目が具体的に定められていなかったため、巡回点検が適切に実施されておらず4空港事務所が管理する4施設においては、場周柵等が劣化して損傷した状況となっていた部分（国有財産台帳価格計101万余円）があるにもかかわらず、適切に把握されていなかった。

イ 無線関係施設及び航空灯火施設の点検の実施状況

国土交通省は、無線関係施設のうち送受信装置等の機器や設備については管技規程等において、灯柱に灯器が取り付けられている航空灯火施設のうち灯器等の機器や設備については灯火規程等において、点検内容を具体的に定めており、空港事務所等は当該箇所について点検を実施していた。しかし、鉄塔及び灯柱については管技規程等及び灯火規程等で点検の対象として明確にしていることなどから、維持管理が適切に行われておらず、15空港事務所等が管理する32施設の鉄塔（国有財産台帳価格計4億9245万余円）及び11空港事務所が管理する41施設（同計1871万余円）の灯柱では、

錆が生じていて、中には板厚減少まで進行しているものがあるなど、劣化や損傷が発生している状況になっていた。

(3) 点検の結果を踏まえた修繕等の実施状況

ア 滑走路、着陸帯及び誘導路の勾配管理

国土交通省は、滑走路、着陸帯及び誘導路の横断勾配等について、航空法施行規則に基づき、航空機の安全かつ効率的な離着陸、走行等のために、最大横断勾配の基準値に適合するように維持管理することとしていて、空港事務所は、維持管理計画において、定期点検で横断勾配等の測定を実施して、測定された勾配値が基準値を超過している場合には、勾配値が基準値以内となるよう修繕を行うこととなっている。しかし、4空港事務所が管理する5施設においては、定期点検の結果、測定値が基準値を超過している箇所（国有財産台帳価格計2億1842万余円）があることを把握していたにもかかわらず、適切な修繕を行っておらず、修繕の予定も立てていなかった。

イ 滑走路の滑り摩擦の管理

国土交通省は、維持管理指針において、滑走路の滑り摩擦係数が低下し基準値以下となった場合には、ゴム除去等の措置の検討を行うこととしていて、空港事務所は、維持管理計画において、定期点検を実施し測定された滑り摩擦係数の値が基準値以下となった場合には、ゴム除去等の措置を行うこととしている。しかし、7空港事務所が管理する7施設においては、定期点検の結果、測定値が基準値以下となっている部分（国有財産台帳価格計1億5930万余円）があることを把握していたにもかかわらず、ゴム除去等の適切な措置を講じていなかった。

表 (1)、(2)、(3)の各事態の空港事務所等、空港施設数及び当該国有財産台帳価格一覧

検査の結果			空港事務所等名 (維持管理が適切に実施されていなかった空港施設数)	国有財産台帳価格
	区分	事態		
(1)	空港土木施設	空港土木施設台帳が適切に整備されていなかった事態	新千歳、丘珠、函館、仙台、東京、広島、岩国、高松、松山、福岡、長崎、熊本、大分、鹿児島、那覇各空港事務所(26)	16億5408万円
(2)	ア	空港土木施設の巡回点検において劣化して損傷した状況が適切に把握されていなかった事態	新千歳、新潟、高松、那覇各空港事務所(4)	101万円
	イ	無線関係施設に劣化や損傷が発生している状況になっていた事態	新千歳、函館、仙台、東京、新潟、中部、大阪、大分、宮崎、鹿児島、那覇各空港事務所、旭川、中標津両空港出張所、秋田、福江両空港・航空路監視レーダー事務所(32)	4億9245万円
		航空灯火施設に劣化や損傷が発生している状況になっていた事態	新千歳、函館、仙台、小松、松山、福岡、北九州、長崎、熊本、鹿児島、那覇各空港事務所(41)	1871万円
(3)	ア	滑走路、着陸帯及び誘導路の横断勾配の定期点検の結果を踏まえて適切に修繕を行っていない事態	釧路、函館、東京、鹿児島各空港事務所(5)	2億1842万円
	イ	滑走路の滑り摩擦係数の定期点検の結果を踏まえて適切な措置を講じていなかった事態	釧路、函館、仙台、東京、高松、熊本、長崎各空港事務所(7)	1億5930万円
計			26空港事務所(114)	25億4399万円

注(1) 複数の事態に該当する施設があるため、空港事務所等及び空港施設数は集計しても計欄と一致しない。

注(2) 国有財産台帳価格は、国有財産台帳価格相当額が1円未満のものや該当する部分の内訳が不明であるため算出ができないものについては含んでいない。

3 本院が要求する改善の処置

ア 空港事務所に対して、空港土木施設台帳を維持管理に十分に活用するために、施設の図面情報等を記載して適切に整備すること、空港土木施設に係る具体的な点検項目を定めて巡回点検を実施すること及び滑走路等の点検の結果、測定値が修繕を必要とする基準値を超過するなどの事態が生じた場合には適切に修繕等を実施することを周知徹底し、空港土木施設の維持管理を適切に実施するように指導すること

イ 無線関係施設及び航空灯火施設について、鉄塔及び灯柱に係る具体的な点検項目を定めて、空港事務所等に対して適切に点検を実施するように指導すること